

平成22年1月以降に発生する福祉施設譲渡等収入の取扱いについて

平成21年12月

1 趣旨

- 平成21年末時点での積立金等については、船員保険特別会計から、労働保険特別会計に1005億円（労災保険へ983億円、雇用保険へ22億円）を移換し、それ以外は、年金特別会計（健康勘定）に帰属させ、全国健康保険協会に承継することで整理済み。
- 一方、平成22年1月以降に福祉施設譲渡等により発生する収入（※）については、法令上、「年金特別会計（業務勘定）の歳入とした上で、健康勘定または労働保険特別会計のいずれに繰り入れるかを厚生労働大臣が指定する」（※※）こととされており、年内に、厚生労働大臣の指定に係る方針を整理しておく必要がある。

（※）

船員保険福祉施設（福祉センター等）の譲渡等による収入のほか、大規模年金保養基地（グリーンピア）取得代金の分割払い及び年金住宅融資の償還に係る収入における船員保険持ち分が該当する。

（※※）

改正法制定時点では、積立方式の違いに起因する労災保険の積立差額の取扱いをどうするのか等も含め、施設譲渡等により発生する収入の具体的な使用方針が固まっていなかったため、このような法令のルール（いったん中立的な業務勘定に繰り入れた後、使用目的に沿った勘定に振り分けられるように措置）が定められた経緯がある。

2 対処方針（案）

平成22年1月以降に発生する福祉施設譲渡等収入については、健康勘定に繰り入れ、新船員保険制度において、災害保健福祉保険料（船舶所有者10割負担）財源で賄う、独自・上乘せ給付、保健・福祉事業等に充てることとしたい。

(上記対処方針(案)の理由)

① 福祉施設譲渡等による収入は、元来、船員保険の福祉事業に充てるために拠出された福祉保険料(船舶所有者 10 割負担)に起因するものであり、新船員保険制度においては、災害保健福祉保険料で賄う、独自・上乘せ給付、保健・福祉事業等に充てるのが自然と考えられる。

② 災害保健福祉保険料も労災保険料と同様、船舶所有者 10 割負担の保険料であることには変わりはなく、福祉施設譲渡等による収入を独自・上乘せ給付、保健・福祉事業等に充てることにより、災害保健福祉保険料率の上昇回避等を通じ、確実に船舶所有者の負担軽減につなげることが可能と考えられる。

③ 仮に、労働保険特別会計に繰り入れ、労災保険の料率の軽減に充てることとしても、過去債務分(50%のうち 23.4%)は、移行時における既裁定年金受給者の年金給付に必要な積立金額から移換金 983 億円を控除した残額を 35 年で償却することを前提に料率が算定されている。

このため、仮に、当初の移換金がこの算定で用いた額よりも多ければ、当然、過去債務の償却に充てる分の料率は、現在予定されているもの(23.4%)よりも低くなっていた。

同様に、今後、これら福祉施設等の売却を進め、その収益を過去債務の償却に充てるなら、そうしない場合よりも料率は軽減されることとなる(実際には、料率が 1%単位で設定されているので、売却益が小さい場合、料率が変わらないこともある)。

しかし、3年ごとに実施されている料率改定(次回は平成 24 年 4 月の予定)では、全業種について、それまでの収支の実績等を踏まえ料率の見直しが行われており、船舶所有者の事業についても、過去債務や年金受給者の状況だけでなく、保険料を負担する船員の増減や年金以外の給付の動向などさまざまな要因を総合的に勘案して料率を決めることとなる。

したがって、労働保険特別会計に繰り入れたとしても、今後の実績等を基に 3 年後の見直しが行われることから、全体の料率が現在よりも軽減されるとは限らない。

- ※なお、過去債務以外の経費に繰り入れることは、移換金の趣旨になじまない
- i 業務災害分(50%のうち 24.5%)については、労働災害の多寡に応じて設定されているため、繰入はできないものであること
 - ii 非業務災害分及び社会復帰促進等事業費(50%のうち両方で 1.7%)については、他業種と一律であるため、繰り入れることはできないものであること

(以上)

参考：災害保健福祉保険料率について

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{職務上疾病・年金保} \\ \text{険給付(国庫負担額} \\ \text{を除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{下船後療養} \\ \text{補償の療養の} \\ \text{給付額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{保健福祉事業} \\ \text{費(国庫負担} \\ \text{を除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事務費等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{準備金取り崩} \\ \text{し等の収入額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{予定保険料納付率}^{\ast} \end{array}$$

総報酬額の総額(疾病任意継続被保険者分を除く)

※ 「予定保険料納付率」とは、現事業年度の3月分から翌事業年度の2月分までの疾病保険料率に係る保険料（疾病任意継続被保険者にあつては、翌事業年度の4月分から3月分まで）として徴収すべき額の見込額に占める翌事業年度において納付が見込まれる疾病保険料の額の総額の割合

○平成22年1月からの災害保健福祉保険料率（1.4%）の算定に当たって使用した数値

【支出】

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	合計	支出に占める割合	保険料率 (%)
職務上疾病・年金保険給付	101,872	669,7089	771,580	0.15	0.208%
下船後療養補償	694,437	2,081,930	2,776,367	0.54	0.748%
保健福祉事業費	214,023 (201,941)	1,339,553 (1,306,874)	1,553,576 (1,508,788)	0.29	0.407%
業務取扱費	26,669 (23,590)	118,086 (89,730)	144,755 (113,320)	0.02	0.031%
合計	1,037,001 (1,021,840)	4,209,277 (4,148,242)	5,246,278 (5,170,055)	—	1.393%

(注1) 数値は第2回船員保険協議会資料による。

(注2) ※ () 内は、国庫負担額を除いた額である。

(注3) 保険料率欄は、端数整理のため合計が不一致である。